

# マネジメントリポート

## 役員のための財務税務会社法ニュース

### 今回のテーマ： 財務報告における不正への対応

---

上場会社では、2009年3月期から内部統制の監査が義務付けられています。内部統制における「重要な欠陥」の原因となることの多い「不正」への対応について、被監査会社と会計監査人それぞれから見た留意点は次のとおりです。

#### 1. 二重責任の原則に基づく不正への対応

不正を防止し発見する基本的な責任は経営者にあります。また、取締役会、監査役若しくは監査役会、監査委員会といった経営に携わる機関とその構成員も責任を有するものとされています。

一方、会計監査人は、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得る責任があり、この点において、重要な虚偽表示の原因となる不正について適切に対応することが求められています。

#### 2. 被監査会社に求められること

経営者は、内部統制を構築し維持し、財務諸表を作成する責任を有しており、その中で不正への対応が求められています。この機会に、以下の点について再検討することが望まれます。

- 1) 過去に発生した不正を分類し、また企業環境も考慮して、不正リスク要因について検討する。
- 2) 不正を防止し発見するために構築した内部統制が不正リスクに適切に対応しているか評価する。
- 3) 過去に実施した統制活動の内容、範囲及び頻度が不正リスクに対して妥当であったかを検討し、検討結果を今後の活動計画に反映させる。
- 4) 取締役会の監督や監査役等の監視による不正の防止と発見を強調し、誠実性と倫理的な行動を尊重する企業文化の創出に努める。

また、経営者とともに不正に対して責任を有する取締役会及び監査役等は、監視責任を果たすに当たり、経営者による内部統制無効化や利益調整のような財務報告プロセスに対する不適切な干渉の可能性も考慮して活動することが望まれます。

#### 3. 会計監査人に求められること

不正への対応は、財務諸表監査におけるリスク評価手続の一環としても実施することが求められます。会計監査人においても不正リスク要因を検討するとともに、経営者が構築した内部統制の整備及び運用状況を把握した上で、適切な対応を立案し実施する必要があります。

そのためには経営者や監査役とのコミュニケーションの機会をこれまでより多くし、その際には、会社における「不正とその対応状況」についてもヒアリングすることになります。

#### お見逃しなく！

平成21年3月期においては13件の事例があったように、不正の発生が、即、内部統制の重要な欠陥となっている事例が多く、また、最近では、内部統制の目が届きにくい子会社で不正が発生していることも多いようです。子会社も含めた経営者、取締役会及び監査役等三位一体となつての管理体制の見直しをお勧めします。